

指名停止措置の概要

商号又は名称	松本大清貿易（株）
所在地	松本市中山1494-1
指名停止の期間	令和8年3月6日から令和8年5月3日まで
指名停止の理由	<p>上記者は労働安全衛生法違反の罪で略式起訴され、令和8年2月2日までに松本簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けた。</p> <p>このことは、物品購入等の契約相手方として不相当であると認められる。</p>
該当する措置要件	大町市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領別表第22号（その他）
備考	